

防災・減災対策に取り組む中小企業を認定する新たな制度がスタートします！

「事業継続力強化計画」 認定制度



「事業継続力強化計画」認定制度とは…

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策が活用いただけます。

「事業継続力強化計画」の認定に記載が必要な事項

- ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認結果
- 安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応手順
- 人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- 訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実効性確保の取組

認定を受けた企業は取引先企業などからの信用力が向上！

認定企業は
認定ロゴマークが
使用可能！

事業継続力強化計画の認定を受けた企業については、経済産業省で公認している、事業継続力強化計画の認定ロゴマークを使用できます。



防災・減災設備の
税制優遇

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、対象の防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得した場合、取得価額の20%を特別償却できます。

補助金の優先採択
(ものづくり補助金等)

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、今後経済産業省が用意するものづくり補助金等の一部の補助金において、優先的に採択されます。
※詳細は、今後各補助金の事務局から公表されるHPをご確認ください。

信用保証枠の拡大

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額が別枠化されるとともに、海外投資関係保険や新事業開拓保険の限度額が拡大されます。

日本政策
金融公庫による
低利融資

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、日本政策金融公庫による低利融資を利用できます。